

建設関連業務の委託契約に係る条件付一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成22年6月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

建設関連業務の委託契約に係る条件付一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する規程の一部を改正する告示
建設関連業務の委託契約に係る条件付一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する規程（昭和58年岩手県告示第1328号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、別に定めがあるもののほか、建設関連業務の委託契約を締結する場合における条件付一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）の参加者の資格等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(資格の審査)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する者は、資格審査を受けることができない。</p> <p>(1) <u>政令第167条の11第1項において準用する政令第167条の4第1項の規定に該当する者</u></p> <p>(2) [略]</p> <p>(資格の喪失)</p> <p>第8条 資格者が次の各号のいずれかに該当する場合には、資格を失うものとする。</p> <p>(1) <u>政令第167条の11第1項において準用する政令第167条の4第1項の規定に該当するとき。</u></p> <p>(2) [略]</p> <p>(資格の取消し)</p> <p>第9条 知事は、資格者が次の各号のいずれかに該当する場合には、資格を取り消すことができる。</p> <p>(1) <u>政令第167条の11第1項において準用する政令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するとき。</u></p> <p>(2) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(建設関連業務の委託契約の締結方法)</p> <p>第10条 建設関連業務の委託契約は、<u>次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める競争入札の方法により締結す</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、別に定めがあるもののほか、建設関連業務の委託契約<u>（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約に該当するものを除く。以下同じ。）</u>を締結する場合における条件付一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）の参加者の資格等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(資格の審査)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する者は、資格審査を受けることができない。</p> <p>(1) 政令第167条の4第1項<u>（政令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）</u>の規定に該当する者</p> <p>(2) [略]</p> <p>(資格の喪失)</p> <p>第8条 資格者が次の各号のいずれかに該当する場合には、資格を失うものとする。</p> <p>(1) 政令第167条の4第1項<u>（政令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）</u>の規定に該当するとき。</p> <p>(2) [略]</p> <p>(資格の取消し)</p> <p>第9条 知事は、資格者が次の各号のいずれかに該当する場合には、資格を取り消すことができる。</p> <p>(1) 政令第167条の4第2項各号<u>（政令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）</u>のいずれかに該当するとき。</p> <p>(2) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(建設関連業務の委託契約の締結方法)</p> <p>第10条 建設関連業務の委託契約は、<u>条件付一般競争入札の方法により締結するものとする。ただし、災害等緊急の場合そ</u></p>

るものとする。

その他条件付一般競争入札に付することが適当でないと知事が認めるときは、指名競争入札の方法により締結することができる。

区 分	競争入札の方法
測量、地質調査及び補償関係コンサルタント	設計額500万円を超えるもの 条件付一般競争入札
サルタント	設計額500万円以下のもの 指名競争入札
建築関係建設コンサルタント及び土木関係建設コンサルタント	設計額1,500万円を超えるもの 条件付一般競争入札
	設計額1,500万円以下のもの 指名競争入札

2 前項の規定により条件付一般競争入札の方法により委託契約を締結すべき場合において、災害等緊急の場合その他条件付一般競争入札に付することが適当でないと知事が認めるときは、同項の規定にかかわらず、指名競争入札の方法により締結することができる。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この告示は、平成22年7月1日から施行する。